

## えひめ子ども・若者育成ビジョン 新旧対照表

現 行		改 正 案	
<b>第IV章 具体的施策の推進</b>		<b>第IV章 具体的施策の推進</b>	
<b>(1) 「生きる力」を育む教育の推進</b>		<b>(1) 「生きる力」を育む教育の推進</b>	
<b>ア 心豊かな人間の育成</b>	義務教育課	<b>ア 心豊かな人間の育成</b>	義務教育課
○これからの変化の激しい社会を担う子どもたちには、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性等、「生きる力」が必要です。	〃	○これからの変化の激しい社会を担う子どもたちには、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性等、「生きる力」が必要です。	〃
○そこで、児童生徒が自己を確立し、社会の能動的形成者となるよう、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ります。	〃	○そこで、児童生徒が自己を確立し、社会の能動的形成者となるよう、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ります。	〃
○道徳的価値の自覚を深める道徳教育や総合的な学習の時間の充実に努めるとともに、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、子育て体験活動などの体験活動を通して、豊かな心や社会性、人間関係形成能力を育成するなど、児童生徒の心の教育の充実に努めます。	〃	○道徳的価値の自覚を深める道徳教育や総合的な学習の時間の充実に努めるとともに、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、子育て体験活動などの体験活動を通して、豊かな心や社会性、人間関係形成能力を育成するなど、児童生徒の心の教育の充実に努めます。	〃
○児童生徒一人一人に応じた指導の工夫や特別活動の活性化を図ることにより、個性を伸ばし、創造性を育て、豊かな感性や情操をもった児童生徒の育成に努めます。	〃	○児童生徒一人一人に応じた指導の工夫や特別活動の活性化を図ることにより、個性を伸ばし、創造性を育て、豊かな感性や情操をもった児童生徒の育成に努めます。	〃
<b>イ 確かな学力の定着と向上</b>		<b>イ 確かな学力の定着と向上</b>	
○「第3期_____学力向上推進3か年計画」に基づき、 <u>児童生徒の確かな学力の一層の向上が図れるように支援します。</u>	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	○「第3期愛媛県学力向上推進3か年計画」に基づき、 <u>愛媛で学ぶ全ての子どもたちにこれからの新しい時代に求められる資質・能力を育成していきます。</u>	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
○ <u>県独自の学力調査の実施など、これまで効果の大きかった取組を継続実施する検証改善システムの更なる充実に取り組みます。</u>	〃	○ <u>「えひめICT学習支援システム」の開発・運用を通して、テストをCBT化するなど、愛媛教育のデジタル化を推進するとともに、これまで効果の大きかった</u>	〃

現 行		改 正 案	
<p>○中学生の英語力の向上、読書活動の充実など本県の課題に対応する課題克服システムを確立します。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 特別支援教育課</p>	<p><u>学力向上施策を継続実施することで、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。</u> ○中学生の英語力の向上<u>などの課題克服に努めます。</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課 特別支援教育課</p>
<p>○高等学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を、適宜設けます。また、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立します。</p>	<p>〃</p>	<p>○<u>少人数学級の実施により、子どもの反応や理解度に応じた指導、障がいのある子どもなど教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成に努めます。</u></p>	<p>〃</p>
<p>○障がいのある児童生徒については、<u>個別の指導計画の作成・活用を推進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。</u></p>	<p>〃</p>	<p>○障がいのある児童生徒については、<u>個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。</u></p>	<p>〃</p>
<p>○多様な研修の確保に努め、教師の自己研修を奨励するとともに、授業評価システムガイドラインを活用した授業評価の実施や新学習指導要領に対応した<u>教科等の研究を推進することにより</u> <u>、教師の実践的指導力の向上を図ります。</u></p>	<p>〃</p>	<p>○多様な研修の確保に努め、教師の自己研修を奨励するとともに、授業評価システムガイドラインを活用した授業評価の実施や新学習指導要領に対応した<u>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する中で、教師の実践的指導力の向上を図ります。</u></p>	<p>〃</p>
<p>○学校評価の充実を図り、特色ある開かれた学校づくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を推進し、児童生徒のよりよい学習習慣、生活習慣の定着に努めます。</p>	<p>〃</p>	<p>○学校評価の充実を図り、特色ある開かれた学校づくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を推進し、児童生徒のよりよい学習習慣、生活習慣の定着に努めます。</p>	<p>〃</p>
<p>○児童・生徒の科学技術、理科・<u>数学・算数</u>への興味・関心を高め、主体的な学びを深化・発展させ、「将来の夢」「科学を楽しむ心」を育成するとともに、将来の優れた科学技術人材の育成に努めます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p>	<p>○児童・生徒の科学技術、理科・<u>算数・数学</u>への興味・関心を高め、主体的な学びを深化・発展させ、「将来の夢」「科学を楽しむ心」を育成するとともに、将来の優れた科学技術人材の育成に努めます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p>
<p><b>ウ 健康教育の充実</b> ○子どもの体力の低下や「運動する子ども」と「そうで</p>	<p>保健体育課</p>	<p><b>ウ 健康教育の充実</b> ○子どもの体力の低下や「運動する子ども」と「そうで</p>	<p>保健体育課</p>

現 行		改 正 案	
<p>ない子ども」の二極化傾向を踏まえ、「えひめ子どもの体力向上プラン」、「_____えひめ子ども健康サポート推進計画」の取組から得た課題に基づき、学校、家庭、地域が連携して、体育・スポーツ活動を推進します。</p> <p>○運動・生活習慣の改善等についても、粘り強い指導に努めます。</p> <p>○体育の授業改善や体育の授業以外で 運動する場を設定するなど、学校の教育活動全体を通して、運動の日常化と豊かな人間性の育成に努めます。</p> <p>○栄養教諭を中核とした食育の充実をはじめ、地域の専門家や関係機関等と連携した 健康教育を一層推進します。</p> <p>○学校教育の場において、喫煙防止等に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだ包括的な教育を推進します。</p> <p>○さらに、性に関する教育、薬物乱用防止教育、安全教育に取り組み、生涯を通じ健康で明るい生活を営むための基礎づくりに努めます。</p>	<p>保健体育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>ない子ども」の二極化傾向を踏まえ、「えひめ子どもの体力向上プラン」、「<u>第2次</u>えひめ子ども健康サポート推進計画」の取組から得た課題に基づき、学校、家庭、地域が連携して、体育・スポーツ活動を推進します。</p> <p>○運動・生活習慣の改善等についても、粘り強い指導に努めます。</p> <p>○体育の授業改善や体育の授業以外で 運動する場を設定するなど、学校の教育活動全体を通して、運動の日常化と豊かな人間性の育成に努めます。</p> <p>○栄養教諭を中核とした食育の充実をはじめ、地域の専門家や関係機関等と連携した健康教育を一層推進します。</p> <p>○学校教育の場において、喫煙防止等に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだ包括的な教育を推進します。</p> <p>○_____性に関する教育、薬物乱用防止教育、安全教育に取り組み、生涯を通じ健康で明るい生活を営むための基礎づくりに努めます。</p>	<p>保健体育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p><b>エ 読書活動と生涯学習の推進</b></p> <p>○子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、朝の読書活動の実施など、読書活動の推進に努めます。</p> <p>○<u>児童生徒の自由な読書活動や 読書指導の場であるとともに、創造力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こすなどの学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校図書館の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>その一環として、司書教諭の配置促進を図り、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行います。</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課 特別支援教育課</p> <p>〃</p> <p>高校教育課</p>	<p><b>エ 読書活動と生涯学習の推進</b></p> <p>○子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、朝の読書活動の実施など、読書活動の推進に努めます。</p> <p>○<u>学校図書館においては、子どもの自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」や学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、情報ニーズに対応したり情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実に努めるとともに、司書教諭の配置促進を図り、学校図書館資料の選択・収集・提</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課 特別支援教育課</p> <p>〃</p> <p>—</p>

現 行		改 正 案	
<p>○<u>県立図書館においては、関係機関との連携・協力を深め、子どもへの読み聞かせや地域の指導者の養成等を推進するとともに、子どもの読書に関する情報の収集・発信、子ども読書推進グループ</u> <u>の育成など、子ども読書活動の推進支援センターとしての機能の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>県立図書館を始めとする地域の図書館と学校図書館の連携を更に深め、調べ学習用の図書・資料の貸出や職場体験学習に対する協力、キャリア教育への支援など、学校図書館への支援に努めます。</u></p> <p>○「<u>愛媛県子ども読書活動推進計画</u>」に基づき、<u>子どもの読書環境の充実に努めるとともに、地域の活動リーダー、ボランティア等の養成に努めます。</u></p> <p>○<u>多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりを推進します。</u></p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>〃</p> <p>まなび推進課</p>	<p><u>供や子どもの読書活動に対する指導等を行います。</u></p> <p>○<u>県立図書館においては、関係機関との連携・協力を深め、子どもへの読み聞かせや地域の指導者の養成等を推進するとともに、子どもの読書に関する情報の収集・発信、子どもの読書活動の推進に関わる団体・関係者の育成など、子ども読書活動の推進支援センターとしての機能の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>県立図書館を始めとする地域の図書館と学校図書館の連携を更に深め、調べ学習用の図書・資料の貸出や職場体験学習に対する協力、キャリア教育への支援など、学校図書館への支援に努めます。</u></p> <p>○「<u>愛媛県子ども読書活動推進計画</u>」に基づき、<u>子どもの読書環境の充実に努めるとともに、地域の活動リーダー、ボランティア等の養成に努めます。</u></p> <p>○<u>多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりの推進に取り組みます。</u></p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>〃</p> <p>まなび推進課</p>
<p><b>オ 生徒指導推進体制の充実</b></p> <p>○一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくために、<u>校内の生徒指導の方針・基準を明確に定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導が推進できる体制の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>生徒指導の取組について、学校評価を行い、その評価結果を踏まえて生徒指導の取組の改善を図り、学校における生徒指導体制の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>特にいじめや不登校への対応については、どの子どもにも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、実効性ある指導体制の確立に努めます。同時に学校の安全性を確保するため、社会で許されない行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p><b>オ 生徒指導推進体制の充実</b></p> <p>○一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくために、<u>校内の生徒指導の方針・基準を明確に定め、年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導が推進できる体制の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>生徒指導の取組について、学校評価を行い、結果を踏まえ生徒指導の取組を改善し、学校における生徒指導体制の充実に努めます。</u></p> <p>○<u>特にいじめや不登校への対応については、どの子どもにも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、実効性ある指導体制の確立に努めるとともに、学校の安全性を確保するため、社会で許されない行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
○家庭や地域との連携を密にしながら、一人一人の個性や可能性を伸ばすきめ細かい援助・指導を行い、社会的に自己実現できるような資質や態度の育成に努めます。	義務教育課 高校教育課	○家庭や地域との連携を密にしながら、一人一人の個性や可能性を伸ばすきめ細かい援助・指導を行い、社会的に自己実現できるような資質や態度の育成に努めます。	義務教育課 高校教育課
<b>カ 「少年の日」による自己確立の促進</b>		<b>カ 「少年の日」による自己確立の促進</b>	
○県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たにするとともに、 <u>将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。</u>	義務教育課	○県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たに促し、 <u>_____将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。</u>	義務教育課
○式典や集会、記念行事などの学校行事を通して、喜びや苦労を分かち合いながら、共通の目標を達成することにより、共に協力し、信頼し合える望ましい人間関係づくりに努めます。	〃	○式典や集会、記念行事などの学校行事を通して、喜びや苦労を分かち合いながら、共通の目標を達成することにより、共に協力し、信頼し合える望ましい人間関係づくりに努めます。	〃
○学校、家庭、地域が連携して、「少年の日」の行事に取り組むことにより、 <u>地域を挙げての青少年の健全育成に努めます。</u>	〃	○学校、家庭、地域が連携して、「少年の日」の行事に取り組む、 <u>_____地域を挙げての青少年の健全育成に努めます。</u>	〃
○県、教育委員会及び愛媛県青少年育成協議会が連携・協力し、「少年の日」の三つの目標（自覚、立志、健康）を記載した啓発資料を中学校2年生に配付し、大人への成長の自覚を促します。	県民生活課	○県、教育委員会及び愛媛県青少年育成協議会が連携・協力し、「少年の日」の三つの目標（自覚、立志、健康）を記載した啓発資料を中学校2年生に配付し、大人への成長の自覚を促します。	県民生活課
<b>キ 情報・消費など社会環境の変化への対応</b>		<b>キ 情報・消費など社会環境の変化への対応</b>	
○児童生徒が情報の有用性や役割、 <u>_____</u> <u>_____</u> 情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成に努めます。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	○児童生徒が情報の有用性や役割、 <u>情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の必要性、</u> 情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成に努めます。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
○成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進により、 <u>経済社会の変化と消費生活及び</u> <u>_____消費者の権利と責任について</u> 理解	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	○成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進により、 <u>インターネット関連のトラブルの未然防止や対処方法等をはじめ、消費者の権利と責任についての理解</u>	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

現 行		改 正 案	
<p>を促進し、消費者として主体的に判断・行動し得る能力を育成していきます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>県民生活課</p>	<p>を促進し、消費者として主体的に判断・行動し得る能力を育成していきます。</p> <p>○スマートフォン急速な普及も相まって、インターネット利用を含むデジタルコンテンツに関する相談が子ども・若者から多く寄せられていることから、<u>教育機関等とも連携しながら、社会生活上必要な知識や消費者トラブル時の対処方法等を習得する機会の提供に努めます。</u></p>	<p>県民生活課</p> <p>県民生活課</p>
<p><b>ク グローバル社会で活躍する人材の育成</b></p> <p>○言語や文化に対する理解を深めさせるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることのできる能力を養う外国語教育を推進します。</p> <p>○国等が実施する事業等を積極的に活用し、意欲と能力のある生徒に対し、海外への留学機会を付与するための支援を充実させます。また、留学生の受入れ体制を整え、国際的に開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>○生徒の国際交流の機会を積極的に設け、あらゆる教育活動の場を通して<u>国際感覚を大切に</u>する指導を行い、国際化時代に主体的に対応できる人材の育成に努めます。</p>	<p>高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p><b>ク グローバル社会で活躍する人材の育成</b></p> <p>○言語や文化に対する理解を深めさせるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることのできる能力を養う外国語教育を推進します。</p> <p>○国等が実施する事業等を積極的に活用し、意欲と能力のある生徒に対し、海外への留学機会を付与するための支援を充実させるとともに、留学生の受入れ体制を整え、国際的に開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>○生徒の国際交流の機会を積極的に設け、あらゆる教育活動の場を通して、<u>国際感覚を大切に</u>する指導を行い、国際化時代に主体的に対応できる人材の育成に努めます。</p>	<p>高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>○内閣府が行う青年国際交流事業に係る参加青年の募集等に協力することにより、国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青少年の育成支援に努めます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>県民生活課</p>	<p>○内閣府が行う青年国際交流事業に係る参加青年の募集等に協力することにより、国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青少年の育成支援に努めます。</p> <p><b>ケ ESDの推進</b></p> <p>○<u>学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が現代社会の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動する取組を推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。</u></p>	<p>県民生活課</p> <p>義務教育課</p> <p>高校教育課</p>

現 行		改 正 案	
(2) 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進		(2) 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進	
ア 青少年スポーツ活動の推進		ア 青少年スポーツ活動の推進	
○「えひめ広域スポーツセンター」を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立や運営について支援を行い、地域スポーツの活性化に努めます。	地域スポーツ課	○「えひめ広域スポーツセンター」を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立や運営について支援を行い、地域スポーツの活性化に努めます。	地域スポーツ課
○青少年の多様なニーズに応じたスポーツ活動を、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体において、計画的・継続的に実施し、青少年の体力の向上と生涯を通してスポーツに親しむ素地を培っていきます。	〃	○青少年の多様なニーズに応じたスポーツ活動を、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体において、計画的・継続的に実施し、青少年の体力の向上と生涯を通してスポーツに親しむ素地を培っていきます。	〃
○スポーツ教室、スポーツ大会、野外活動等各種スポーツ活動を通して、青少年が、健全な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。	地域スポーツ課	○スポーツ教室、スポーツ大会、野外活動等各種スポーツ活動を通して、青少年が、健全な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。	地域スポーツ課
○東・中・南予に障がい者地域スポーツコーディネーターを設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設として位置付け、在校生、卒業生、地域の障がい者等を対象に <u>障がい者</u> スポーツの体験交流会や競技会を開催し、地域の障がい者等が身近でスポーツを楽しめる場を提供します。	地域スポーツ課 競技スポーツ課	○東・中・南予に障がい者地域スポーツコーディネーターを設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設として位置付け、在校生、卒業生、地域の障がい者等を対象に_____スポーツの体験交流会や競技会を開催し、地域の障がい者等が身近にスポーツを楽しめる場を提供します。	地域スポーツ課 競技スポーツ課
○ジュニア選手の海外遠征や外国選手の合宿受入など、スポーツを通じた国際交流を推進し、競技力向上や異文化理解促進を図ることにより青少年の育成に努めます。	地域スポーツ課	○ジュニア選手の海外遠征や外国選手の合宿受入など、スポーツを通じた国際交流を推進し、競技力向上や異文化理解促進を図ることにより青少年の育成に努めます。	地域スポーツ課
イ 体験活動の推進		イ 体験活動の推進	
○少年少女が主体的に参加できる、社会体験、自然体験、交流体験など <u>さまざまな</u> 体験活動を促進し、創造力、忍耐力、社会性、協調性、連帯感などを身に <u>つけ</u> させる。 <u>また、</u> 自然や科学、読書、環境問題など子どもと大人と一緒に体験できる教室や講座を開催し、豊かな体験活動の推進を図ります。	社会教育課	○少年少女が主体的に参加できる、社会体験、自然体験、交流体験など <u>様々</u> な体験活動を促進し、創造力、忍耐力、社会性、協調性、連帯感などを身に <u>付け</u> させるとともに、自然や科学、読書、環境問題など子どもと大人と一緒に体験できる教室や講座を開催し、豊かな体験活動の推進を図ります。	社会教育課
○えひめ青少年ふれあいセンターにおいては、共同宿泊	まなび推進	○えひめ青少年ふれあいセンターにおいては、共同宿泊	まなび推進

現 行	改 正 案
<p>生活を通じたスポーツや文化活動などの体験活動を支援し、「規律・協同・友愛・奉仕の精神」を育み、心豊かで健全な青少年の育成を推進します。</p>	<p>生活を通じたスポーツや文化活動などの体験活動を支援し、「規律・協同・友愛・奉仕の精神」を育み、心豊かで健全な青少年の育成を推進します。</p>
<p><b>ウ 青少年の社会参加活動の推進</b></p> <p>○青少年に社会での役割や責任を自覚してもらうことが重要です。そこで、学校においては、勤労や奉仕・ボランティア等にかかわる体験的な学習を行うとともに、地域においても、地域行事、ボランティア活動、サークル活動等のより多様な青少年の社会参加活動を推進します。</p> <p>○特に高校生を中心とした青少年の自主的・自発的ボランティア活動や健全な交流活動を官民協働で支援することにより、青少年の社会参加活動、ボランティア活動を促進していくと同時に、ボランティア活動の普及・啓発に取り組みます。</p>	<p><b>ウ 青少年の社会参加活動の推進</b></p> <p>○青少年に社会での役割や責任を自覚してもらうことが重要であり、_____学校において__、勤労や奉仕・ボランティア等にかかわる体験的な学習を行うとともに、地域においても、地域行事、ボランティア活動、サークル活動等により多様な青少年の社会参加活動を推進します。</p> <p>○特に高校生を中心とした青少年の自主的・自発的ボランティア活動や健全な交流活動を官民協働で支援することにより、青少年の社会参加活動、ボランティア活動を促進していくとともに、ボランティア活動の普及・啓発に取り組みます。</p>
<p><b>エ 青少年の政治参画の促進</b></p> <p>○教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。</p> <p>○生徒が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。</p>	<p><b>エ 青少年の政治参画の促進</b></p> <p>○教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。</p> <p>○生徒が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。</p>
<p><b>オ スポーツ・文化活動の次世代育成</b></p> <p>○東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致により代表クラス選手との交流機会を創出し、次世代アスリートの意識向上や技術力の向上に努めます。</p>	<p><b>オ スポーツ・文化活動の次世代育成</b></p> <p>○東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿受入により代表クラス選手との交流機会を創出し、次世代アスリートの意識向上や技術力の向上に努めます。</p>

現 行		改 正 案	
<p>○国際大会や全国レベルの大会で、自らの能力を最大限発揮することができる練習環境の整備や、トップアスリートの育成強化に努めます。</p> <p>○豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成に努めます。</p>	<p>競技スポーツ課</p> <p>文化振興課</p>	<p>○国際大会や全国レベルの大会で、自らの能力を最大限発揮することができる練習環境整備や、トップアスリートの育成強化に努めます。</p> <p>○豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成に努めます。</p>	<p>競技スポーツ課</p> <p>文化振興課</p>
<p>(3) 青少年の社会的・職業的自立の支援</p>		<p>(3) 青少年の社会的・職業的自立の支援</p>	
<p>ア 学校における進路指導の充実</p>		<p>ア 学校における進路指導の充実</p>	
<p>○ _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____生徒が自己理解を深め、自らの能力、適性、進路希望に基づいて、将来の進路を主体的に選択し、自己実現が図れるよう、適切な援助・指導に努めます。</p> <p>○教育プログラムの充実・改善により、即戦力となる職業人の育成や上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観の育成を図ります。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>義務教育課 高校教育課</p>	<p>○ <u>生徒の人生100年時代や超スマート社会（「Society5.0」）、グローバル化、人口減少など社会構造の急速な変化に柔軟に対応できる力の向上を図るとともに、</u>生徒が自己理解を深め、自らの能力、適性、進路希望に基づいて、将来の進路を主体的に選択し、自己実現が図れるよう、適切な援助・指導に努めます。</p> <p>○教育プログラムの充実・改善により、即戦力となる職業人の育成や上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観の育成を図ります。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>義務教育課 高校教育課</p>
<p>イ 職場体験活動の充実</p>		<p>イ 職場体験活動の充実</p>	
<p>○生徒の進路意識の未成熟や勤労観、職業観の未発達などの課題を解決し、_____次代を担う若者が、希望を持って職業人生を送れるようにするため、小__中学校の段階から、職場体験などの職業教育を推進するとともに、職業選択を考える高校生に対しては、地元産業界へのインターンシップ・職場見学を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。</p> <p>○生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択__決定する態度や意志、意欲などを培っていきます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p>	<p>○生徒の進路意識の未成熟や勤労観、職業観の未発達などの課題の解決を<u>図り</u>、次代を担う若者が、希望を持って職業人生を送れるようにするため、小・中学校の段階から、職場体験などの職業教育を推進するとともに、職業選択を考える高校生に対しては、地元産業界へのインターンシップ・職場見学を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。</p> <p>○生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択・決定する態度や意志、意欲などを培っていきます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>○望ましい職業観・勤労観を身に付けるだけでなく、働く厳しさややりがい、地域産業等のよさを感じられる5日間の職場体験学習を全公立中学校127校及び__県立中等教育学校前期課程3校で実施し、中学生のキャリア教育の充実を図ります。</p>	<p>義務教育課</p>	<p>○望ましい職業観・勤労観を身に付けるだけでなく、働く厳しさややりがい、地域産業等のよさを感じられる5日間の職場体験学習を全公立中学校__及び全県立中等教育学校前期課程__で実施し、中学生のキャリア教育の充実を図ります。</p>	<p>義務教育課</p>
<p><b>ウ 就職支援の充実</b></p>		<p><b>ウ 就職支援の充実</b></p>	
<p>○ジョブカフェ愛w o r k（愛媛県若年者就職支援センター）において、__若年者を対象に、かかりつけのキャリアコンサルタントが職業相談や職業適性診断等に基づき、個々のケースに応じたきめ細かな支援を就職・職場定着に至るまで__行います。</p>	<p>産業人材室</p>	<p>○ジョブカフェ愛w o r k（愛媛県若年者就職支援センター）において、<u>定住外国人の若者を含めた</u>若年者を対象に、かかりつけのキャリアコンサルタントが職業相談や職業適性診断等に基づき、個々のケースに応じたきめ細かな支援を就職・職場定着に至るまで<u>継続して</u>行います。</p>	<p>産業人材課</p>
<p>○ 県内企業のニーズに応じた人材の育成や在学中からの職業意識の醸成を図るなど、若年者の雇用対策、人材育成を総合的に実施します。<u>また、新規学卒者、未就職卒業者を対象としたセミナーや会社説明会を開催するほか、就職に結びつかない若者を対象に、若者同士の仲間づくりやフィールドワーク中心の実践的研修を行い、企業が若者に求める「働く意欲と能力」（就活力）の向上に努めます。</u></p>	<p>産業人材室</p>	<p>○ 県内企業のニーズに応じた人材の育成や在学中からの職業意識の醸成を図るなど、若年者の雇用対策、人材育成を総合的に実施するとともに、<u>新規学卒者、未就職卒業者を対象としたセミナーや会社説明会を開催するほか、就職に結びつかない若者を対象に、若者同士の仲間づくりやフィールドワーク中心の実践的研修を行い、企業が若者に求める「働く意欲と能力」（就活力）の向上に努めます。</u></p>	<p>産業人材課</p>
<p>○地域の中小企業の魅力情報と求人情報を若者に提供するとともに、若者と企業の交流会を職業紹介と併せて実施し、マッチングの促進を図ります。</p>	<p>〃</p>	<p>○地域の中小企業の魅力情報と求人情報を若者に提供するとともに、若者と企業の交流会を職業紹介と併せて実施し、マッチング機会の促進を図ります。</p>	<p>〃</p>
<p>○さらに、<u>スゴ技データベース掲載企業をはじめとする県内中小企業の技術力や働く場所としての 魅力紹介のほか、働き方診断など学校の授業で教材として利用可能なコンテンツを盛り込んだ中高生向けの 冊子を作成し、キャリア教育支援でテキストとして活用し、若者の県内就職の促進を図ります。</u></p>	<p>〃</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>〃</p>
<p>○県が主導して設立した「(一社)えひめ若年人材育成推進機構」を核として、地域社会が一体となって__「えひめ」の未来を担う若年者の育成に取り組む体制を構</p>		<p>○_____ (一社)えひめ若年人材育成推進機構__を核として、地域社会が一体となって、__「えひめ」の未来を担う若年者の育成に取り組む体制を構</p>	



現 行	改 正 案
<p>上を図るための選手強化事業を実施することで、若年技能者の育成及び技能尊重機運の醸成を推進します。</p> <p>○学卒者向け公共職業訓練については、<u>産業界のニーズに柔軟に対応した訓練内容の充実を図ります。</u></p> <p>○企業等が自ら若年労働者等に行う職業訓練に対する支援を行います。</p>	<p>上を図るための選手強化事業を実施し、<u>若年技能者の育成及び技能尊重機運の醸成を図ります。</u></p> <p>○学卒者向け公共職業訓練では、<u>産業界のニーズに柔軟に対応した内容の充実を図ります。</u></p> <p>○企業等が自ら若年労働者等に行う職業訓練を支援します。</p>
<p>(4) それぞれの困難な状況に応じた支援</p>	<p>(4) それぞれの困難な状況に応じた支援</p>
<p>ア 障がいのある青少年等の支援</p>	<p>ア 障がいのある青少年等の支援</p>
<p>○障がいの早期発見・早期療育を推進するとともに、福祉総合支援センター等による相談指導や、子ども療育センター等を活用した療育指導、機能回復訓練などサービスの充実を図り、将来の自立に向けて<u>関係機関との連携を推進</u>します。</p>	<p>○障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、福祉総合支援センター等による相談指導や子ども療育センター等を活用した療育指導、機能回復訓練などサービスの充実を図り、将来の自立に向け、<u>関係機関との連携を図り</u>ます。</p>
<p>○医療的ケア児の支援について、<u>関係機関の連携推進を図る医療的ケア児等支援協議会</u>を開催するとともに、医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援体制を整備します。</p>	<p>○医療的ケア児の支援について、<u>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携推進を図るための協議会や専門部会</u>を開催するとともに、医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援体制を整備します。</p> <p>○<u>障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談体制の整備や人材の育成など支援体制の充実を図るとともに、作品展などの発表の機会を確保し、障がい者の芸術文化活動を推進</u>します。</p>
<p>○広域特別支援連携協議会を開催し、<u>教育、福祉、医療等の関係機関のネットワーク形成による円滑な連携協力</u>を図り、広域的見地から特別支援教育を推進します。</p>	<p>○<u>広域特別支援連携協議会の開催を通じて</u>、教育、福祉、医療等の関係機関のネットワーク形成による円滑な連携協力を図り、広域的見地から特別支援教育を推進します。</p>
<p>○<u>また、各学校においては、特別支援教育の理念を踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒等の実態把握、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用</u></p>	<p>○<u>各学校においては、特別支援教育の理念を踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒等の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用</u></p>



現 行		改 正 案	
<p>教員が、_____学校等からの要請に応じ、教育相談や研修への講師派遣などを通して、障がいのある児童生徒への教育に関する助言・援助等を行う「特別支援学校センター的機能」の充実に努めます。</p>		<p>教員が、<u>小・中学校等</u>からの要請に応じ、教育相談や研修への講師派遣などを通して、障がいのある児童生徒への教育に関する助言・援助等を行う「特別支援学校センター的機能」の充実に努めます。</p>	
<p><b>ウ 障がいのある青少年の就労支援</b></p>		<p><b>ウ 障がいのある青少年の就労支援</b></p>	
<p>○企業、民間教育訓練機関等に委託して行う訓練を実施するとともに、各産業技術専門校に就労支援を担当するスタッフを配置することにより、障がいのある青少年の就職及び職場定着を支援します。</p>	<p>労政雇用課</p>	<p>○企業、民間教育訓練機関等への委託_____訓練を実施するとともに、各産業技術専門校に就労支援を担当するスタッフを配置することにより、障がいのある青少年の就職及び職場定着を支援します。</p>	<p>労政雇用課</p>
<p>○県立特別支援学校においては、早期から家庭及び地域や福祉・労働等の業務を行う関係機関との連携を<u>十分図ることにより、キャリア教育を推進</u>します。</p>	<p>特別支援教育課</p>	<p>○県立特別支援学校において__、早期から家庭及び地域や福祉・労働等を所管する<u>関係機関との連携を図り、_____キャリア教育を推進</u>します。</p>	<p>特別支援教育課</p>
<p>○事業所等における就業体験の機会を積極的に設けるほか、特別支援学校技能検定を充実させることにより、児童生徒等の好ましい勤労観・職業観を育てるとともに、進路先拡大を図ります。</p>	<p>〃</p>	<p>○事業所等における就業体験の機会を積極的に設けるほか、特別支援学校技能検定を充実させることにより、児童生徒等の好ましい勤労観・職業観を育てるとともに、進路先の拡大を図ります。</p>	<p>〃</p>
<p>○県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校生徒及び県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実に図ります。</p>	<p>〃</p>	<p>○県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校生徒及び県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実に図ります。</p>	<p>〃</p>
<p>○法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度、さらには、職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化などにより、愛媛労働局等関係機関との連携のもと、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。</p>	<p>産業人材室</p>	<p>○法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度や_____職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化など_____<u>、愛媛労働局等関係機関と連携し_____</u>、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。</p>	<p>産業人材課</p>
<p>○就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障がい者に対しては、<u>県が指定した「障害者就業・生活支援センター」が主体となって</u>、関係機関と連携しながら、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。</p>	<p>〃</p>	<p>○就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障がい者に対して、<u>県指定の_____「障害者就業・生活支援センター」を主体として_____</u>、関係機関と連携しながら、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。</p>	<p>〃</p>
<p>○障がいのある学生を対象に、「合同就職説明会」を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を増やし、学生の就</p>	<p>〃</p>	<p>○障がいのある学生を対象に「合同就職説明会」を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を増やし、学生の就</p>	<p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>業意欲の醸成を図ります。</p> <p>○障がいの状態等により、一般就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業等の充実に努めるとともに、事業所利用者の就労意欲の向上や工賃向上を図ります。</p>	障がい福祉課	<p>業意欲の醸成を図ります。</p> <p>○障がいの状態等により、一般就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業等の充実に努めるとともに、事業所利用者の就労意欲の向上や工賃の向上を図ります。</p>	障がい福祉課
<p><b>エ 子どもの貧困に対する支援</b></p> <p>○「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に盛り込んだ「子どもの貧困対策計画」に基づく取組について、各担当部局が必要に応じて連携を図りながら、<u>推進</u>します。</p> <p>○全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路が<u>実現</u>できるよう、また、<u>確かな学力の育成を支えること</u>や<u>経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることがないよう</u>、学習環境の整備や進学の実支援に取り組んでいきます。</p> <p>○貧困世帯に属する子どもたちが地域社会からの孤立などにより、一層困難な状況に置かれてしまうことがないよう、相談事業や交流事業の充実に努めます。</p> <p>○保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上を図るため、ハローワークと連携した就労支援や、<u>スキルアップのための各種講習会の開催</u>、自立に向けた資格取得の支援等、保護者の置かれている状況に応じた細やかな支援を行います。</p> <p>○世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活の基礎を支えます。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p><b>エ 子どもの貧困に対する支援</b></p> <p>○「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に盛り込んだ「子どもの貧困対策計画」に基づく取組について、各担当部局が必要に応じて連携を図りながら<u>推進</u>します。</p> <p>○全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路の<u>実現</u>や<u>確かな学力の育成を支えること</u>、<u>経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることがないよう</u>、学習環境の整備や進学の実支援に取り組んでいきます。</p> <p>○貧困世帯に属する子どもたちが地域社会からの孤立などにより、一層困難な状況に置かれてしまうことがないよう、相談事業や交流事業の充実に努めます。</p> <p>○保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上を図るため、ハローワークと連携した就労支援や、<u>スキルアップのための各種講習会の開催</u>、自立に向けた資格取得の支援等、保護者の置かれている状況に応じた細やかな支援を行います。</p> <p>○世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えます。</p> <p>○<u>特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。</u></p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>建築住宅課</p>
<p><b>オ ひきこもり等支援策の充実</b></p>		<p><b>オ ひきこもり等支援策の充実</b></p>	

現 行		改 正 案	
<p>○ひきこもりの問題は、本人の問題であるだけでなく、<u>家族、友人、学校、地域等本人を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っており、その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、県内における実態把握に努めます。</u></p>	健康増進課	<p>○ひきこもりの問題は、本人だけでなく、<u>家族や友人、学校、地域等の状況が複雑に絡み合っており、</u>  <u>その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、ひきこもり支援の充実を図るため、各機関の支援者を対象に資質向上のための研修を実施します。</u></p>	健康増進課
<p>○本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するためには、<u>精神保健福祉分野、児童福祉分野、労働分野、教育分野等の各分野の連携が重要であることから、ひきこもり対策連絡協議会</u>を中心支援情報の集約や共有を図ります。</p>	〃	<p>○本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するために、<u>精神保健福祉分野をはじめ、児童福祉や労働、教育等の各分野が連携した</u>「ひきこもり対策連絡協議会」を中心支援情報の集約や共有を図るとともに、より身近な市町において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、各保健所及び心と体の健康センター（ひきこもり相談室）が市町と連携し、相談窓口整備等に対する技術的支援を行います。</p>	〃
<p>○また、<u>心と体の健康センター_ひきこもり相談室</u>では、ひきこもりに関する<u>第一次</u>相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じ、<u>心と体の健康センターや保健所等で行っている精神保健に関する 専門的な相談（電話、来所、訪問等）と連携し、その回復を支援します。</u></p>	健康増進課	<p>○<u>心と体の健康センター（ひきこもり相談室）</u>では、ひきこもりに関する<u>専門</u>相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じて<u>保健所等と連携しながら、回復に向けた支援を行います。</u></p>	健康増進課
<p><b>カ 不登校等への適切な対応</b></p>		<p><b>カ 不登校等への適切な対応</b></p>	
<p>○不登校<u>児童生徒の減少を図るため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どの児童生徒にも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて</u>自らの進路を主体的に形成していくための、<u>生き方支援</u>を行います。</p>	義務教育課 高校教育課	<p>○不登校を未然に防止する<u>ため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どの児童生徒にも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて</u>自らの進路を主体的に形成していくための、<u>生き方支援</u>を行います。</p>	義務教育課 高校教育課
<p>○入学・<u>進学</u>など、成長の節目においては学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、全ての児童生徒にとって<u>居場所</u>があり、楽しく通える魅力あ</p>	〃	<p>○入学・<u>進級</u>など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、全ての児童生徒にとって、<u>居場所</u>があり、楽しく通える魅力あ</p>	〃

現 行		改 正 案	
<p>る学校づくりに努めます。</p> <p>○不登校から中途退学になるケースも多い<u>ため</u>、高等学校においては、中学校と連携し、<u>十分な学校説明と体験入学等</u>を行い、高等学校での不適應を事前に防止するよう努めます。</p> <p>○入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。</p> <p>○<u>性的マイノリティーが、自分らしく生きることのできる社会を築いていくために、学校教育においても、性同一性障害等についての正しい理解や認識を深める取組の充実に努めます。</u></p>	<p>”</p> <p>”</p> <p>人権教育課</p>	<p>る学校づくりに努めます。</p> <p>○不登校から中途退学になるケースも多い<u>ことから</u>、高等学校においては、中学校と連携して<u>十分な学校説明と体験入学等</u>を行い、高等学校での不適應を事前に防止するよう努めます。</p> <p>○入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。</p> <p>○<u>性同一性障害や性的指向・性自認に係る困難を抱える児童生徒が、自分らしく生きることのできる社会を築いていくために、</u>正しい理解や認識を深める取組の充実に努めます。</p>	<p>”</p> <p>”</p> <p>人権教育課</p>
<p><b>キ 学校における教育相談の充実</b></p> <p>○児童生徒やその家族が抱える<u>身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活</u>に関する<u>こと</u>、さらには、<u>携帯電話やスマートフォンなどのインターネット</u>を介したいじめやトラブルなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の一層の充実に努め、種々の悩みの解決や生き方についての援助を行います。</p> <p>○教員に対し<u>カウンセリング等の研修を充実し、教育相談の力量の向上を</u>図ります。</p> <p>○児童生徒一人一人をより深く理解し、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせることにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>”</p> <p>”</p>	<p><b>キ 学校における教育相談の充実</b></p> <p>○児童生徒やその家族が抱える<u>身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績、部活動、将来の進路、家庭生活</u>、さらには<u>SNS等</u>を介したいじめやトラブルなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の一層の充実に努め、種々の悩みの解決や生き方についての援助を行います。</p> <p>○教員に対し、<u>カウンセリング等の研修を充実し、教育相談の能力向上を</u>図ります。</p> <p>○児童生徒一人一人をより深く理解し、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせることにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>”</p> <p>”</p>
		<p><b>ク その他の配慮が必要な子ども・若者の支援</b></p> <p>○<u>小児慢性特定疾病児童等及び難病患者については、</u>児</p>	<p>健康増進課</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行い適切な医療の確保を図ります。</u></p> <p>○<u>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、当該児童やその家族への相談支援等を実施します。</u></p> <p>○<u>小児がん・AYA世代のがんは、多種多様ながん種を含み、幼児期・小児期・思春期・若年成人といった特徴あるライフステージで発症することにより、治療だけでなく、就学、就労、婚姻等の社会的な課題のほか、生殖機能への影響など、個々のがん患者及び家族等の状況に応じ、様々な専門的対応が必要とされます。このため、医療提供・相談支援、治療後の長期フォローアップ体制等、関係機関の連携の下で幅広く支援の充実を図ります。</u></p> <p>○<u>いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、福祉や介護、教育等の関係機関の問題意識の喚起を図るとともに、子どもの状況や求めている支援を適切に把握した上で、課題解決に向けた支援の内容を検討し、必要な取組を推進します。また、教職員については、啓発資料作成や研修会等を通じてヤングケアラーについての認識を深め、問題意識を喚起し、児童生徒の状況に応じた支援につなげます。</u></p> <p>○<u>外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動を支援することで、外国人技能実習の適正化に取り組むほか、外国人材雇用・共生推進連絡協議会を開催し、外国人労働者の適正、厳格な受入れに向けて関係機関との情報共有を図ります。</u></p> <p>○<u>愛媛県国際交流センター内に設置している「愛媛県外国人相談ワンストップセンター」において、在県外国人に対する生活全般の情報提供や相談業務を実施する</u></p>
	<p>”</p> <p>”</p> <p>子育て支援課 障がい福祉課 長寿介護課 義務教育課 高校教育課 人権教育課</p> <p>産業人材課</p> <p>観光国際課</p>

現 行		改 正 案	
<p>(5) 非行・被害防止対策の強化</p> <p>ア 少年補導活動への支援と相互連携</p> <p>○少年補導職員の教養訓練、研修等を実施し、多様化、広域化する少年非行の実態や少年の特性についての理解を深めるとともに、補導活動に必要な知識・技能の習得など資質の向上を図り、支援体制の充実に努めます。</p> <p>○市町が設置する少年補導センターの運営や少年相談・補導活動等を支援し、相互に連携した補導活動を推進していきます。</p> <p>イ 少年非行・被害防止活動の推進</p> <p>○街頭補導・少年相談などのあらゆる機会を通じて、非行少年等の早期発見・措置と被害少年の保護育成に努め、少年を守り・育てる総合的な対策を推進します。</p> <p>○非行防止教室等を学校で開催し、社会規範を守ることの大切さなどを教え、児童生徒の正義感、自己抑制力等を養うとともに、犯罪に巻き込まれないような能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。</p> <p>○愛媛県非行防止対策協議会等の関係機関・団体、業者との連携を強化し、少年の深夜徘徊、喫煙等の問題行動はもとより、刃物、薬物、性非行等、非行情勢の推移に的確に対応した対策を推進します。</p> <p>○少年非行防止活動を強化するため、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を開催する等、関係機関・団体をはじめ、家庭・学校・地域などの連携を強化します。</p> <p>ウ 非行少年の立ち直り対策の推進</p> <p>○各警察署及び警察本部における相談制度により、少年</p>	<p>少年課</p> <p>〃</p> <p>少年課</p> <p>少年課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>少年課</p>	<p>など、生活者としての在県外国人の支援を行います。</p> <p>(5) 非行・被害防止対策の強化</p> <p>ア 少年補導活動への支援と相互連携</p> <p>○多様化、広域化する少年非行の実態や少年の特性についての理解を深めるとともに、補導活動に必要な知識・技能の習得など資質の向上を図り、支援体制の充実に努めます。</p> <p>○市町が設置する少年補導センターの運営や少年相談・補導活動等を支援し、相互に連携した補導活動を推進していきます。</p> <p>イ 少年非行・被害防止活動の推進</p> <p>○街頭補導・少年相談などのあらゆる機会を通じて、非行少年等の早期発見や対応、被害少年の保護育成に努め、少年を守り・育てる総合的な対策を推進します。</p> <p>○非行防止教室等を学校で開催し、社会規範を守ることの大切さなどを教え、児童生徒の正義感、自己抑制力等を養うとともに、犯罪に巻き込まれないための能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。</p> <p>○愛媛県非行防止対策協議会等の関係機関・団体、業者との連携を強化し、少年の深夜はいかい、喫煙等の問題行動はもとより、刃物、薬物、性非行等、非行情勢の推移に的確に対応した対策を推進します。</p> <p>○少年非行防止活動を強化するため、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を開催する等、関係機関・団体をはじめ、家庭・学校・地域などの連携を強化します。</p> <p>ウ 非行少年の立ち直り支援の推進</p> <p>○各警察署及び警察本部において、少年</p>	<p>少年課</p> <p>〃</p> <p>少年課</p> <p>少年課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>少年課</p>

現 行	改 正 案
<p>や保護者からの相談に<u>対応し</u>、非行少年に夢や希望を与え、社会性の確立や規範意識の啓発を図るなど、少年の立ち直りを図る<u>活動を効果的に</u> 推進します。</p> <p>○学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成<u>を</u> 推進します。</p> <p>○愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動<u>を</u> 促進します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>や保護者からの相談に<u>応じて</u>、非行少年に夢や希望を与え、社会性の確立や規範意識の啓発を図るなど、少年の立ち直りを図る<u>ための効果的な活動を</u> 推進します。</p> <p>○学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成<u>に向けた取組みを</u> 推進します。</p> <p>○愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動<u>に対して、休眠預金等活用制度など各種助成制度等の情報提供も行うなど、その活動を</u> 促進します。</p> <p>○愛媛県再犯防止推進会議の刑事司法関係機関や団体等との連携を強化し、非行少年が孤立することなく、必要な支援を円滑に受けることができるネットワークの構築やオンラインによる研修会の実施など、地域の支援機関職員・民間協力者の知識、対応力の向上に努めます。</p>
<p><b>エ いじめへの適切な対応</b></p> <p>○いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。</p> <p>○「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携した組織的な取組を推進し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、いじめの未然防止につながる、社会性の育成に関する取組をはじめ、ネット上のいじめ対策にも力を入れ、いじめを絶対に許さないとの強い姿勢で、いじめの根絶に向けた取組の充実に努めます。</p>	<p><b>エ いじめへの適切な対応</b></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>○「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめを絶対に許さないとの強い姿勢で、いじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携した組織的な取組を推進し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、いじめの未然防止につながる社会性の育成やSNSでの誹謗中傷等を含むネット上のいじめ対策に取り組みます。</p>

子育て支援課

県民生活課

人権教育課

//

子育て支援課

県民生活課

//

人権教育課

現 行		改 正 案	
<p><b>オ 児童虐待防止体制の強化</b></p> <p>○近年、児童虐待の増加が問題となっています。虐待の発生には様々な原因が考えられますが、個々の事案に応じて、タイミングを失することなく、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく子どもの権利擁護に配慮しながら適切に対応する必要があります。</p> <hr/> <p>○そのため、児童相談所に児童福祉司、心理判定員等を配置し、相談援助活動を行うほか、児童相談所ごとの地域連絡会や夜間・休日相談体制の実施、弁護士・精神科医・社会福祉士・カウンセラーなどの協力を得て、ペアレント・トレーニングやカウンセリング等の実施による親子関係の改善や家族再統合の取組強化を行い、児童相談所による支援体制の充実強化に努めます。</p> <hr/> <hr/>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>—</p>	<p><b>オ 児童虐待防止体制の強化</b></p> <p>○<u>児童虐待の個々の事案に応じて、タイミングを失することなく、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく子どもの最善の利益を重視しながら適切に対応するため、国の配置基準に基づき児童相談所に配置する児童福祉司や心理判定員等の専門職を増員し、相談援助活動を行います。</u></p> <hr/> <p>○<u>児童相談所ごとの地域連絡会や夜間・休日相談体制の実施、弁護士・精神科医・社会福祉士・カウンセラーなどの協力を得て、ペアレント・トレーニングやカウンセリング等の実施による親子関係の改善や家族再統合の取組強化を行い、児童相談所による支援体制の充実強化に努めます。</u></p> <p>○より重篤なケースに適切に対応できるよう、一時保護等における介入的対応を行う職員や保護者に対する支援を行う職員を分化するなど、児童相談所の機能強化を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>○児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動支援や児童問題の市町相談窓口の専門性向上のための研修を実施するほか、市町における虐待の発生予防への取組を支援します。</p> <p>○市町による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進します。</p> <p>○家族と離れて暮らす子どもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、「愛媛県家庭的養護推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>○児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動支援や児童問題の市町相談窓口の専門性向上のための研修を実施するほか、市町における虐待の発生予防への取組を支援します。</p> <p>○市町による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進します。</p> <p>○家族と離れて暮らす子どもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、令和2年3月策定の「愛媛県社会的養育推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。  <u>○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正（令和2年4月施行）により、子どもへの体罰禁止が規定されたことから、体罰等によらない子育てについて一層の周知・啓発に取り組みます。</u></p>	<p>子育て支援課</p>
<p>○ <u>_____</u> 児童虐待防止推進月間を中心に オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた普及啓発に努め、社会全体での児童虐待を防止する機運を高めます。</p>	<p>〃</p>	<p>○ <u>11月の児童虐待防止推進月間を中心に オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた普及啓発に努め、社会全体での児童虐待を防止する機運を高めます。</u></p> <p>○ <u>国において、児童虐待事案でのAIを活用した全国統一ツールの開発を進めるとされていることから、国の動向も踏まえ、児童相談所でのAI技術の活用について対応を検討します</u></p>	<p>〃</p>
<p>○ <u>警察官2名を福祉総合支援センターに出向させ、児童虐待事案の早期対応に努めます。</u></p>	<p>少年課</p>	<p>○ <u>警察官の身分を持つ児童対策専門官を福祉総合支援センターに常勤配置して、警察との情報共有や連携を一層高め、児童虐待事案等の早期発見と適切な対応につなげます。</u></p>	<p>子育て支援課 少年課</p>
<p><b>カ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止</b>  ○ <u>若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」が問題化しています。将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について 学ぶ機会を提供する必要があります。</u></p>	<p>男女参画・県民協働課</p>	<p><b>カ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止</b>  ○ <u>若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV防止啓発講座や中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修を開催します。</u></p>	<p>男女参画・県民協働課</p>
<p>○ <u>県内大学、短期大学、専修学校において、大学生、短期大学生、専修学校生を対象としたデートDV防止啓発講座を開催するほか、県教育委員会と連携し、高校生を対象としたデートDV防止啓発講座を開催します。</u></p>	<p>男女参画・県民協働課</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>○ <u>学校におけるDV未然防止教育の取組を促進するため、県教育委員会と連携し、中学校・高校教職員に対</u></p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p><u>するDV未然防止教育研修を開催します。</u></p> <p>○若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。</p> <p>○配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に当たる可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。</p> <p>○福祉総合支援センターは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。</p> <p>○また、各市町及び各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待についても早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。</p>	<p>男女参画・県民協働課</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p> <p>”</p>	<p><u>するDV未然防止教育研修を開催します。</u></p> <p>○若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。</p> <p>○配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に当たる可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。</p> <p>○福祉総合支援センター、<u>東予及び南予子ども・女性支援センター</u>では、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。</p> <p>○各市町及び各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。</p>	<p>男女参画・県民協働課</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p> <p>”</p>
<p><b>キ 被害少年保護対策の推進</b></p> <p>○被害少年サポート活動の推進のため、被害少年の発見に努めるとともに、少年サポーター等と連携した被害少年の保護活動を推進します。</p> <p>○少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぼ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。</p> <p>○相談、カウンセリングに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に配慮した支援を推進します。</p>	<p>少年課</p> <p>少年課</p> <p>”</p>	<p><b>キ 被害少年保護対策の推進</b></p> <p>○被害少年サポート活動の推進のため、被害少年の発見に努めるとともに、少年サポーター等と連携した被害少年の保護活動を推進します。</p> <p>○少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぼ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。</p> <p>○相談、カウンセリングに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に配慮した支援を推進します。</p>	<p>少年課</p> <p>少年課</p> <p>”</p>

現 行		改 正 案	
<p><b>ク 性暴力被害の防止</b></p> <p>○性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。</p> <p>○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」がワンストップの相談窓口として機能するため、関係機関・団体で構成する連携機関会議を開催し、被害者に軸をおいた支援に努めます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>○若い世代等が身近で安心して相談できるよう、センターの広報・周知を図ります。</p>	<p>男女参画・県民協働課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p><b>ク 性暴力被害の防止</b></p> <p>○性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。</p> <p>○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」がワンストップの相談窓口として機能するため、関係機関・団体で構成する連携機関会議を開催し、被害者に軸をおいた支援に努めます。</p> <p>○<u>国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、切れ目のない被害者支援の確立を図るとともに、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための啓発活動の強化に努めます。</u></p> <p>○若い世代等が身近で安心して相談できるよう、センターの広報・周知を図ります。</p>	<p>男女参画・県民協働課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p><b>(6) 覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進</b></p> <p><b>ア 関係機関・団体との連携強化</b></p> <p>○関係機関や団体で構成する連絡会議を開催し、対策方針の協議・情報の交換を図り連携を強化します。</p> <p><b>イ シンナー等取扱業者等への指導</b></p> <p>○シンナー等有機溶剤取扱業者に対し、乱用のおそれがある青少年への販売自粛、盗難の防止、対面販売の実施、販売先名簿の記帳等について指導します。</p> <p>○危険ドラッグに含まれる成分のうち、県内で乱用されるおそれがある物を知事指定薬物に指定し、製造、販売等の規制を行い、危険ドラッグ販売店へは商品の販売中止等について指導、取締りを行います。</p> <p><b>ウ 啓発活動の強化</b></p> <p>○愛媛県薬物乱用防止指導員協議会及び<u>6</u>地区協議会による組織的な啓発活動を充実強化し、地域に根ざし</p>	<p>薬務衛生課</p> <p>薬務衛生課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p><b>(6) 覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進</b></p> <p><b>ア 関係機関・団体との連携強化</b></p> <p>○関係機関や団体で構成する連絡会議を開催し、対策方針の協議・情報の交換を図り連携の強化に努めます。</p> <p><b>イ シンナー等取扱業者等への指導</b></p> <p>○シンナー等有機溶剤取扱業者に対し、乱用のおそれがある青少年への販売自粛や盗難の防止、対面販売の実施、販売先名簿の記帳等について<u>の指導を行います。</u></p> <p>○危険ドラッグに含まれる成分のうち、県内で乱用されるおそれがある物を知事指定薬物に指定し、製造、販売等の規制を行い、危険ドラッグ販売店へは商品の販売中止等について指導、取締りを行います。</p> <p><b>ウ 啓発活動の強化</b></p> <p>○愛媛県薬物乱用防止指導員協議会及び<u>  </u>地区協議会による組織的な啓発活動を充実強化し、地域に根ざし</p>	<p>薬務衛生課</p> <p>薬務衛生課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>た薬物乱用の未然防止と意識啓発を図ります。また、「薬と健康の週間」等の関連行事を利用して乱用防止啓発活動を行います。</p> <p>○警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教室の充実を図ります。</p> <p>○「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。</p> <p>○また、青少年による薬物乱用の根絶を図るため、高校生、大学生に対する薬物乱用防止啓発活動を強化します。</p> <p>○危険ドラッグの危険性等を一般県民に周知するため、啓発活動を行います。</p>	<p>保健体育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>た薬物乱用の未然防止と意識啓発を図るとともに、「薬と健康の週間」等の関連行事を利用して乱用防止啓発活動を行います。</p> <p>○警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教室の充実を図ります。</p> <p>○「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。</p> <p>○_____青少年による薬物乱用の根絶を図るため、高校生、大学生に対する薬物乱用防止啓発活動を強化します。</p> <p>○危険ドラッグの危険性等を一般県民に周知するため、啓発活動を行います。</p>	<p>保健体育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p><b>エ 薬物相談等の充実</b></p> <p>○県下6保健所と心と体の健康センターに定期相談日を設け、広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。</p> <p>また、県薬務衛生課及び保健所に危険ドラッグ相談窓口を常時開設し、危険ドラッグに関する相談、情報提供等を受け付けます。</p> <p>○心と体の健康センターにおいて_____、治療・回復プログラムを実施し、薬物等の依存症者の社会復帰を支援します。</p>	<p>〃</p> <p>—</p> <p>健康増進課</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p><b>エ 薬物相談等の充実</b></p> <p>○県下6保健所と心と体の健康センターにおいて、_____広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。</p> <p>○_____県薬務衛生課及び保健所に危険ドラッグ相談窓口を常時開設し、危険ドラッグに関する相談、情報提供等を受け付けます。</p> <p>○心と体の健康センターは、依存症相談拠点として、回復支援プログラムを実施し、薬物等の依存症者の社会復帰を支援します。</p> <p>○薬物依存症における治療拠点及び専門医療機関を選定し、診療体制の充実・強化を図ります。</p> <p>○民間団体の活動に対する支援を行い、薬物依存症者の回復に向けた支援の充実を図ります。</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>薬務衛生課</p> <p>健康増進課</p> <p>薬務衛生課</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p><b>オ 街頭補導活動の強化</b></p> <p>○薬物乱用少年の早期発見や乱用防止のための補導活動を強化します。</p>	少年課	<p><b>オ 街頭補導、サイバーパトロールの強化</b></p> <p>○薬物乱用少年の早期発見や乱用防止のため、街頭での補導活動やサイバー空間におけるパトロールを強化します。</p>	少年課
<p>(7) 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実</p> <p>ア 温かい家庭づくりの推進</p>		<p>(7) 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実</p> <p>ア 温かい家庭づくりの推進</p>	
<p>○少子高齢化が急速に進行し、家庭や家族の形態が多様化しています。また、家族や地域のきずなの重要性が、ますます認識されてきています。</p>	子育て支援課	<p>○「家族の日」、「家族の週間」を中心として、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する県民の理解を深め、家族の強い信頼関係を基盤にした家族同士のふれあいのある温かい家庭づくりを一層推進するため、関係団体等と幅広く連携・協力し、体罰等によらない子育てや家族、地域の大切さについて、積極的な広報・啓発などに取り組みます。</p>	子育て支援課
<p>○子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会を目指していくため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する県民の理解を深めていくことが重要です。</p>	〃		〃
<p>○家族の強い信頼関係を基盤にした、家族同士のふれあいのある温かい家庭づくりを一層推進するために、関係団体等と幅広く連携・協力し、家族や地域の大切さに関して積極的な広報・啓発などに取り組んでいきます。</p>	〃		〃
<p><b>イ 家庭の教育力の向上</b></p> <p>○家庭が子どもの基本的な倫理観や生活習慣、自制心、自立心などを培う重要な責任主体であることについて、県民の理解促進に努めます。</p> <p>○子育て学習会や家庭教育講座等の全県展開に努めるとし、県下各地において、家庭教育・子育てに悩む保護者への相談対応や学習機会の提供、啓発活動を実施することを通じ、地域における家庭教育支援の基盤づくりを推進していきます。</p>		社会教育課	
<p>○愛媛県青少年育成協議会が主唱する、家族が集い、家庭生活について率直に話し合い、反省することにより、家庭内の愛情と信頼で結ばれた温かい人間関係を</p>	県民生活課	<p>○家庭が、子どもの基本的な倫理観や生活習慣、自制心、自立心などを培う重要な責任主体であることについて、県民の理解促進を図ります。</p> <p>○子育て学習会や家庭教育講座等の全県展開に努め、県下各地において、家庭教育・子育てに悩む保護者への相談対応や学習機会の提供、啓発活動を通じ、地域における家庭教育支援の基盤づくりの推進に努めます。</p> <p>○愛媛県青少年育成協議会が主唱する「家族が集い、家庭生活」について率直に話し合い、見直すことにより、家庭内の愛情と信頼で結ばれた温かい人間関係を</p>	社会教育課
			県民生活課

現 行		改 正 案	
育む「家庭の日」運動を支援します。		育む「家庭の日」運動の推進に取り組みます。	
<b>ウ 子育て支援体制の充実強化</b>		<b>ウ 子育て支援体制の充実強化</b>	
○核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て力は低下しているといわれています。そこで、子育て家庭が地域に支えられていることを実感し、安心して子どもを産み育てることができるよう、市町・企業・地域団体・地域住民等が一体となって、地域社会全体で子育てを支援していく体制づくりを計画的に進めていくこととしています。	子育て支援課	○核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て力は低下しているといわれていることから、子育て家庭が地域に支えられていることを実感し、安心して子どもを産み育てることができるよう、市町・企業・地域団体・地域住民等が一体となって、地域社会全体で子育てを支援していく体制づくりを計画的に進めていきます。	子育て支援課
○「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、地域子ども・子育て支援事業（延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなど）への対応や、保育所等の関係者が参加する研修機会を充実させ、保育士等の資質・専門性の向上を図るとともに、認定こども園の設置を促進し、教育と保育それぞれの特徴を活かしたサービスの提供に努めます。	"	○「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、地域子ども・子育て支援事業（延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなど）への対応や、保育所等の関係者が参加する研修機会を充実させ、保育士等の資質・専門性の向上を図るとともに、認定こども園の設置を促進し、教育と保育それぞれの特徴を活かしたサービスの提供に努めます。	"
○女性の就労の増大などによる 昼間保護者のいない家庭の放課後児童に対する健全育成施策の充実が必要です。総合的な放課後児童対策を推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、昼間保護者のいない児童に対する安心・安全な放課後の生活の場の提供に取り組みます。	"	○女性の就労の増大などによる昼間保護者のいない家庭の放課後児童に対する健全育成施策の充実を図るため、総合的な放課後児童対策を推進し、放課後児童クラブの拡充や サービスの質の向上を図るなど、 昼間保護者のいない児童に対する安心・安全な放課後の生活の場の提供に取り組みます。	"
○子どもや子育て家庭の視点に立ち、子育て家庭が安心して子育てができるよう、相互交流や相談の場となる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域の支え合いや子育て力向上に努めます。	子育て支援課	○子どもや子育て家庭の視点に立ち、子育て家庭が安心して子育てができるよう、相互交流や相談の場となる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域の支え合いや子育て力の向上に努めます。	子育て支援課
○NPO法人と協働し、子育て支援情報のより一層の充実と利便性の向上を図り、子育て家庭が気軽に外出できる環境づくりを推進します。	"	○NPO法人と協働し、子育て支援情報のより一層の充実と利便性の向上を図り、子育て家庭が気軽に外出できる環境づくりを推進します。	"
○経済的に厳しい状況に置かれている割合が高いひと	"	○経済的に厳しい状況に置かれている割合の高いひと	"



現 行		改 正 案	
○家庭教育上の諸問題の解決を図り、家庭の教育力の強化を支援するため、相談活動の充実に努めます。	社会教育課	○家庭教育上の諸問題の解決を図り、家庭の教育力の強化を支援するため、相談活動の充実に努めます。	社会教育課
<b>(8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進</b>		<b>(8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進</b>	
<b>ア 青少年教育団体の育成と指導者の養成確保</b>		<b>ア 青少年教育団体の育成と指導者の養成確保</b>	
○青少年教育団体を育成し、自主的活動を支援するとともに、研修会・講習会等の充実に努め、 <u>          </u> 指導員の養成と資質の向上を図り、 <u>          </u> 活動の一層の活性化を図っていきます。	"	○青少年教育団体を育成し、自主的活動を支援するとともに、研修会・講習会等の充実に努めながら、 <u>指導員</u> の養成と資質の向上を図り、 <u>指導者活動</u> の一層の活性化を図っていきます。	"
○児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成に努めます。	子育て支援課	○児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成に努めます。	子育て支援課
<b>イ 地域と連携した学校教育の充実</b>		<b>イ 地域と連携した学校教育の充実</b>	
○地域のスポーツ指導者を学校に派遣し、運動部活動及び授業の充実と教員の資質の向上に努めます。	保健体育課	○地域のスポーツ指導者を学校に配置し、運動部活動及び授業の充実と教員の資質の向上に努めます。	保健体育課
○地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。	高校教育課	○地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。	高校教育課
<b>ウ 拠点整備の推進</b>		<b>ウ 拠点整備の推進</b>	
○都市化が進展し、地域住民の関係が希薄化した都市 <u>          </u> 等では、子どもたちの遊び場が失われています。 <u>          </u> えひめこどもの城の「遊びの体験機能」や県内児童館等の「センター的機能」、「研究・養成機能」を総合的に活用するとともに、えひめこどもの城を多角的に運営し、児童厚生施設としての機能強化に努めます。	子育て支援課	○ <u>          </u> 地域住民の関係が希薄化した都市 <u>部</u> 等では、子どもたちの遊び場が失われ <u>つつあること</u> から、えひめこどもの城の <u>遊びの体験機能</u> や県内児童館等の <u>センター的機能</u> 、 <u>研究・養成機能</u> を総合的に活用するとともに、えひめこどもの城を多角的に運営し、児童厚生施設としての機能強化に努めます。	子育て支援課
○市町と連携し、健全育成の拠点施設である各地域の児童館・児童センターの運営を支援し、児童館活動の一層の充実を図ります。	子育て支援課	○市町と連携し、健全育成の拠点施設である各地域の児童館・児童センターの運営を支援し、児童館活動の一層の充実を図ります。	子育て支援課
<b>エ 子どもの居場所づくり</b>		<b>エ 子どもの居場所づくり</b>	
○放課後や週末に、希望する全ての子どもが安全に安心	社会教育課	○放課後や週末に、希望する全ての子どもが安全に安心	社会教育課

現 行		改 正 案	
<p>して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。</p> <p>○地域における 児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成<u>指導</u>、<u>放課後児童クラブの運営指導</u>、<u>児童問題の相談指導</u>、<u>_____地域組織活動の助長</u>を行っており、<u>子どもの居場所としても期待できることから、市町による計画的な整備が望まれます。</u></p> <p>○子ども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p>	<p>して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。</p> <p>○地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成<u>や_____放課後児童クラブの運営_____</u>、<u>児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。</u></p> <p>○子ども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>〃</p>
<p><b>オ 青少年育成県民運動の推進</b></p> <p>○家庭、学校、地域社会が密接に連携し、県民総ぐるみによる青少年健全育成活動を展開するため、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせた啓発活動を重点的に実施します。</p> <p>○この一環として、<u>青少年関係17団体で構成する愛媛県青少年育成協議会と市町民会議が、東・中・南予の県下3会場で開催する「青少年健全育成推進ブロック大会」を支援し、青少年健全育成活動に対する県民の理解を深めていきます。</u></p> <p>○7月には「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を県、県教育委員会、<u>県警察、愛媛県青少年育成協議会</u>が共催し、青少年の非行・被害防止と健全育成に対する県民意識の高揚を図ります。</p> <p>○県、県教育委員会、<u>愛媛県青少年育成協議会等との共催で「愛媛の未来をひらく少年の主張大会」を開催し、作文発表を通じて、中学生が日頃考えていることや感じていることを広く社会に訴えることにより、未</u></p>	<p>県民生活課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>〃</p>	<p><b>オ 青少年育成県民運動の推進</b></p> <p>○家庭、学校、地域社会が密接に連携し、県民総ぐるみによる青少年健全育成活動を展開するため、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせた啓発活動を重点的に実施するとともに、<u>青少年関係団体で構成する愛媛県青少年育成協議会と市町民会議が開催する「青少年健全育成推進大会」を支援し、青少年健全育成活動に対する県民の理解を深めていきます。</u></p> <p>○7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を県、県教育委員会、<u>警察、_____県青少年育成協議会</u>が共催し、青少年の非行・被害防止と健全育成への県民意識の高揚を図ります。</p> <p>○県、県教育委員会、<u>_____県青少年育成協議会等が共催する「愛媛の未来をひらく少年の主張大会」において、作文発表を通じて、_____未</u></p>	<p>県民生活課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>来を担う少年に社会の一員としての自覚と行動を促すとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めていきます。</p> <p>○あらゆる機会を捉え、関係団体・機関やNPO、ボランティアグループ等と連携を密にした啓発活動、実践活動を展開し、地域住民総ぐるみの健全育成活動、非行・被害防止活動を推進していきます。</p>	<p>〃</p>	<p>来を担う少年に、社会の一員としての自覚と行動を促すとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めていきます。</p> <p>○あらゆる機会を捉え、関係団体・機関やNPO、ボランティアグループ等と連携を密にした啓発活動、実践活動を展開し、地域住民総ぐるみの健全育成活動、非行・被害防止活動を推進していきます。</p>	<p>〃</p>
<p><b>カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体制の強化</b></p> <p>○携帯電話やスマートフォンなどのインターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握できにくい状況となっています。</p> <p>○そこで、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、<u>緊密な連携を図って、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。</u></p> <p>○近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。</p> <p>○学校と警察等が連携し、<u>非行防止教室等を開催し、児童生徒に対して「社会のルールを守ること」や「自分の行動に責任を持つこと」を教え、規範意識を養い、児童生徒の健全育成を推進します。</u></p> <p>○少子化等児童を取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、<u>民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町、学校等の教育機関などとの</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>子育て支援課</p>	<p><b>カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体制の強化</b></p> <p>○<u>インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、</u> <u>学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、</u> <u>非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。</u></p> <p>○近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。</p> <p>○学校と警察等が連携し、<u>非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、「社会のルールを守ること」や「自分の行動に責任を持つこと」を教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。</u></p> <p>○<u>民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカー</u></p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>子育て支援課</p>

現 行		改 正 案	
<p style="text-align: center;"><u>連携強化に努めます。</u></p> <p>○思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成を図っていきます。</p> <p>○若者の自殺防止のため、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業や、地域における心の健康づくり、精神保健相談の充実等を推進します。</p> <hr/> <p>○学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。</p> <p>○24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる従来の電話に加え、SNSなど新しい情報交換ツールを活用した相談体制の構築など、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。</p>	<p>健康増進課</p> <p>健康増進課</p> <p>人権教育課</p> <p>〃</p>	<p style="text-align: center;"><u>一を配置するなど連携強化に努めます。</u></p> <p>○思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。</p> <p>○若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。</p> <p>○学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。</p> <p>○24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。</p> <hr/> <p>○「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。</p>	<p>健康増進課</p> <p>健康増進課</p> <p>人権教育課</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p><b>キ 青少年対策関係機関の連携強化</b></p> <p>○県庁に青少年対策本部を、地方局に地方青少年対策班を設置する等、関係機関・団体との連携を強化し、県内の青少年の現状を把握し、青少年対策を効果的に推進していきます。</p> <p>○県民と市町に“より近い”地方局に設置している地方青少年対策班については、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者地域協議会」として位置付け、県の地方機関、教育事務所、地元警察署、相談機関等での構成に加え、国や市町の関係機関等にも参</p>	<p>県民生活課</p> <p>〃</p>	<p><b>キ 青少年対策関係機関の連携強化</b></p> <p>○県庁に青少年対策本部を、地方局に地方青少年対策班を設置する等、関係機関・団体との連携を強化し、県内の青少年の現状を把握し、青少年対策を効果的に推進していきます。</p> <p>○県民と市町に“より近い”地方局に設置している地方青少年対策班については、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者地域協議会」として位置付け、県の地方機関、教育事務所、地元警察署、相談機関等での構成に加え、国や市町の関係機関等にも参</p>	<p>県民生活課</p> <p>〃</p>

現 行	改 正 案
<p>加・協力を求め、地域における青少年の非行の現状や対応すべき課題の共有、情報交換を行うとともに、各機関の連携のあり方などを協議し、同法の「子ども・若者育成支援に関連する関係機関が連携し適切な支援を行う」との趣旨を踏まえた施策を推進していきます。</p> <p><b>ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着</b></p> <p>○教育に対する県民の理解と関心を深め、学校や家庭、地域住民、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、<u>          </u>行動する機運を醸成するため、県内教育関係団体、県教育委員会、市町教育委員会等で組織する「えひめ教育の日」推進会議を中心に、<u>11月1日</u>の「えひめ教育の日」及び<u>11月</u>の「えひめ教育月間」に合わせた普及・啓発活動や関連事業を実施します。</p> <p><b>ケ 青少年施策に関する情報提供</b></p> <p>○青少年に関わる各種啓発を推進するため、関係機関・団体等と連携・協力し、パンフレットや機関誌の発行を行うとともに、インターネットを活用して、各種大会等の開催や支援情報・相談機関の周知など、必要な情報が適確に青少年や保護者の手元に届くよう情報の提供に努めます。</p>	<p>加・協力を求め、地域における青少年の非行の現状や対応すべき課題の共有、情報交換を行うとともに、各機関の連携のあり方などを協議し、同法の「子ども・若者育成支援に関連する関係機関が連携し適切な支援を行う」との趣旨を踏まえた施策を推進していきます。</p> <p><b>ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着</b></p> <p>○教育に対する県民の理解と関心を深め、学校や家庭、地域住民、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、<u>そして</u>行動する機運を醸成するため、県内教育関係団体、県教育委員会、市町教育委員会等で組織する「えひめ教育の日」推進会議を中心に、<u>11月1日</u>の「えひめ教育の日」及び<u>11月</u>の「えひめ教育月間」に合わせた普及・啓発活動や関連事業を実施します。</p> <p><b>ケ 青少年施策に関する情報提供</b></p> <p>○青少年に関わる各種啓発を推進するため、関係機関・団体等と連携・協力し、パンフレットや機関誌の発行を行うとともに、インターネットを活用して、各種大会等の開催や支援情報・相談機関の周知など、必要な情報が適確に青少年や保護者の手元に届くよう情報の提供に努めます。</p> <p><b>コ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援</b></p> <p>○<u>これから創業する方や創業後5年未満の事業者向けの融資制度を設けるなど、若者の創業を支援します。</u></p> <p>○<u>愛媛ふるさと暮らし応援センターや移住コンシェルジュを設置し、大都市圏での移住フェア開催など移住相談機会を確保し、本県への就職・就農・起業支援情報</u></p>

教育総務課

県民生活課

教育総務課

県民生活課

経営支援課

地域政策課

現 行		改 正 案	
		<p>の提供等を行い、若者のUIターン移住の促進を図ります。</p> <p>○<u>県移住サイト「えひめ移住ネット」などデジタル媒体・技術を活用し、若者ニーズに対応した愛媛暮らしの魅力発信や情報提供を行うほか、移住への不安解消を図る移住体験機会の提供に努めます。</u></p> <p>○<u>テレワークなど本県への転職なき移住が可能となるよう、受入態勢を整え、若者の多様な働き方に対応した環境づくりを図ります。</u></p> <p>○<u>求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用し、県外の移住希望者と県内企業とのマッチングを促進するとともに、市町とも連携した若者の就業・起業等による本県への移住を支援します。</u></p> <p>○<u>県内の自治体と大学等との連携を強化するため、意見交換や情報共有等を行う連絡会議を設置し、地元就職の拡大や地元自治体等と連携した取組を促進します。</u></p> <p>○<u>地域にとって貴重な人材となる地域おこし協力隊の誘致を市町と一体となって推進し、着任した隊員がしっかりと地域に定着できるよう受入から定着に至るまで、きめ細かな支援を行い、有能で高度な技能を持った若者の力による地域力の維持・強化を図ります。</u></p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>(9) 有害な環境の浄化活動の推進</p> <p>ア <u>地域の実情に即した環境浄化活動の促進</u></p> <p>○少年関係ボランティア等、地域ぐるみによる有害環境の実態把握と、環境浄化の必要性の高い地域に重点を置いた浄化活動などを推進し、青少年の健全育成を図ります。</p> <p>イ <u>関係業者の指導強化と自主規制の促進</u></p> <p>○各種法令等に基づく規制に合わせ、関係業者への指導強化の徹底と自主規制の促進を図ります。</p> <p>○青少年の健全な育成を阻害する おそれのある図書や</p>	<p>少年課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>〃</p>	<p>(9) 有害な環境の浄化活動の推進</p> <p>ア <u>環境浄化活動の促進</u></p> <p>○少年関係ボランティア等、地域ぐるみによる有害環境の実態把握及び環境 浄化活動などを推進し、青少年の健全育成を図ります。</p> <p>イ <u>関係業者の指導強化と自主規制の促進</u></p> <p>○各種法令等に基づく規制に合わせ、関係業者への指導強化の徹底と自主規制の促進を図ります。</p> <p>○青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書や</p>	<p>少年課</p> <p>〃</p> <p>県民生活課</p> <p>〃</p>

現 行		改 正 案	
<p>DVD等の氾濫や、インターネット等新たなメディアでの有害情報の出現に加え、刃物類の「有害がん具類」としての顕在化など、青少年を取り巻く環境の悪化に対応するため、事業者をはじめ県民全体に対し、<u>愛媛県青少年保護条例を一層周知し</u>、厳正に運用します。</p>		<p>DVD等の氾濫や、インターネット等新たなメディアでの有害情報の出現に加え、刃物類の「有害がん具類」としての顕在化など、青少年を取り巻く環境に対応するため、事業者をはじめ県民全体に対し、<u>愛媛県青少年保護条例の一層の周知を図り</u>、厳正に運用します。</p>	
<p><b>ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携</b> ○P T A、<u>愛護班</u>、少年補導関係機関など、関係団体と連携を密にし、<u>さらに</u>青少年をとりまく環境の浄化活動に努めます。</p>	"	<p><b>ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携</b> ○P T Aや<u>愛護班</u>、少年補導関係機関など、関係団体と連携を密にし、<u>_____</u>青少年をとりまく環境の浄化活動に努めます。</p>	"
<p><b>エ インターネットの適正な利用の促進</b> ○急速なスマートフォン等の普及により、子ども・若者がインターネット上に蔓延する違法・有害な情報に触れる機会が増大し、また、子ども・若者自身がインターネットに起因する犯罪被害に<u>遭うケースも増えている。こうした子ども・若者の健全育成に悪影響を与えることが懸念される状況に対応するため、いわゆる「青少年インターネット環境整備法」が施行されたことから、同法の趣旨を踏まえ、青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講じること、及び、青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講じることにより、青少年を守り、安全に安心してインターネットを利用できるよう取組を進めていきます。</u></p>	"	<p><b>エ インターネットの適正な利用の促進</b> ○急速なスマートフォン等の普及により、子ども・若者がインターネット上に蔓延する違法・有害な情報に触れる機会が増大し、<u>子ども・若者自身がインターネットに起因する犯罪被害に遭うケースも増加する中、世界保健機関においては、ゲーム障害を新たな依存症と認定するなど、新たな問題も懸念されていることから、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、青少年を守り、安全・安心にインターネットを利用できるよう取組を進めます。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	"
<p>○そのため、あらゆる機会を捉えた、<u>幅広い啓発を行うこととし、青少年をはじめ、保護者や健全育成関係者、地域住民等を対象とした県民大会や啓発講座(出前講座)等の開催、啓発資料の作成・配布等を行い、青少年を取り巻く有害情報に対する積極的な対策に努め</u></p>	県民生活課 社会教育課 義務教育課 高校教育課	<p>○<u>_____</u>あらゆる機会を捉えた幅広い啓発を行い、<u>_____</u>青少年をはじめ、保護者や健全育成関係者、地域住民等を対象とした県民大会や啓発講座(出前講座)等の開催、啓発資料の作成・配布等を行い、青少年を取り巻く有害情報に対する積極的な対策に<u>取り</u></p>	県民生活課 社会教育課 義務教育課 高校教育課

現 行		改 正 案	
<p>ます。</p> <p>○また、子どもにスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責任の自覚やルールづくりなどに関係機関と連携・協力して啓発し、<u>安全・安心な利用の促進に努めます。</u></p> <p>○愛媛県青少年保護条例において、<u>携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など、フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、関係者等に対して必要な措置・対策を求めます。</u></p> <p><b>オ 各種法令等による規制</b></p> <p>○出会い系サイトの利用に起因する 児童の被害を防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の効果的運用を図るとともに、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「愛媛県青少年保護条例」等各種法令の適正な運用を図ります。</p>	<p>社会教育課</p> <p>県民生活課</p> <p>”</p>	<p><u>組みます。</u></p> <p>○ 子どもにスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責任の自覚やルールづくりなどに関係機関と連携・協力して啓発するなど、<u>安全・安心な利用を進めます。</u></p> <p>○愛媛県青少年保護条例において、<u>フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など関係者等に対して必要な措置・対策を求めます。</u></p> <p><b>オ 各種法令等による規制</b></p> <p>○出会い系サイトの利用に起因する 児童の被害を防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の効果的運用を図るとともに、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「愛媛県青少年保護条例」等各種法令の適正な運用を図ります。</p>	<p>社会教育課</p> <p>県民生活課</p> <p>”</p>

新旧対照表

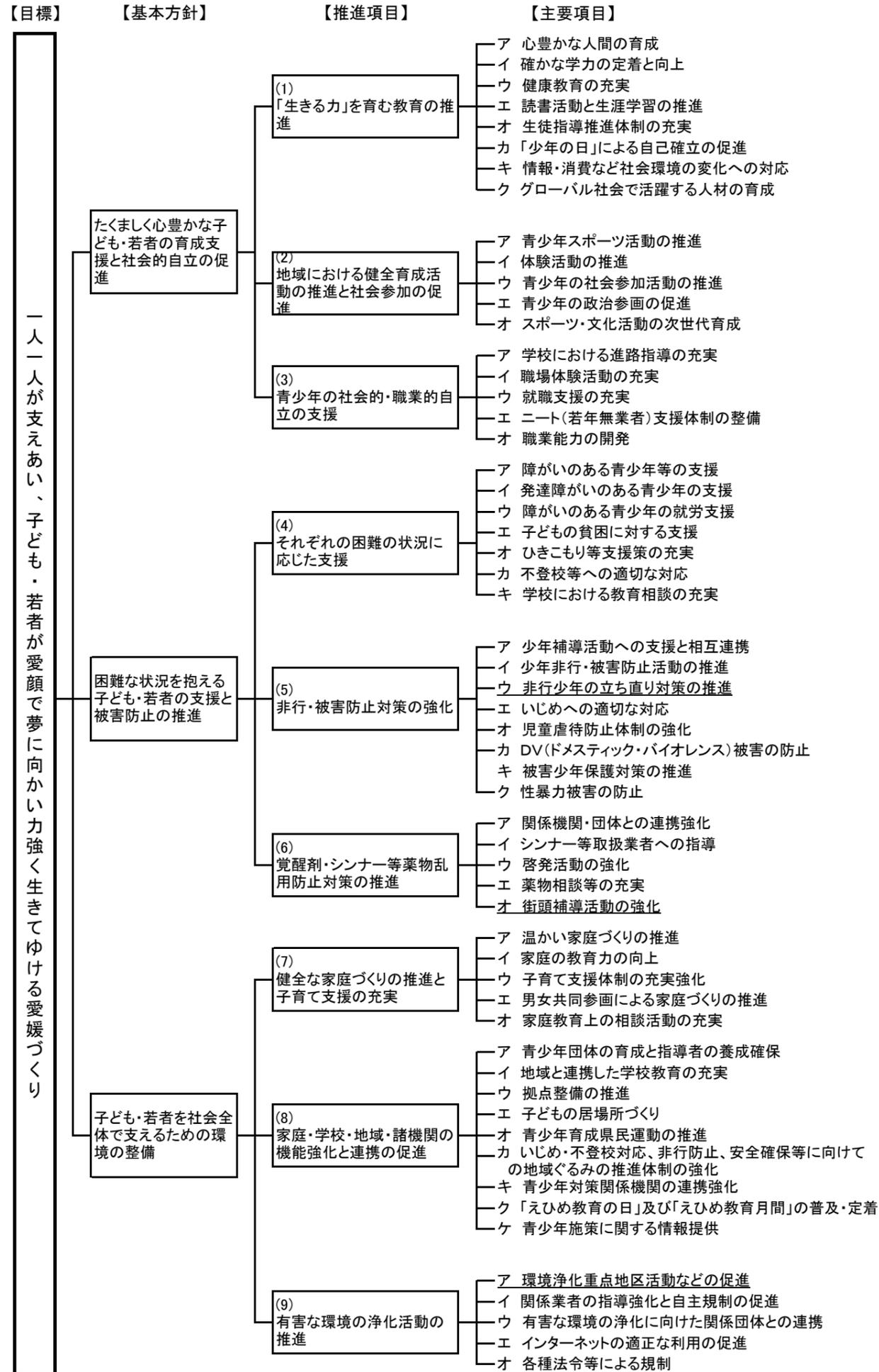
現 行	改 定 案
<p><b>第Ⅴ章 ビジョンの推進・目標</b></p> <p><b>1 県の推進体制</b></p> <p>県は、県庁の各部局、教育委員会、警察本部により組織している愛媛県青少年対策本部を中心に、全庁的な取り組みとしてこのビジョンに記載した施策を推進していきます。</p> <p>また、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者支援地域協議会」として位置付け各地方局に設置している地方青少年対策班については、地域の実情を踏まえた対策を推進するため、県の地方機関、教育事務所、各学校、警察署、相談機関等により構成するとともに、国、市町の関係機関等の参加協力を得ながら、地域に根ざした取組を進めます。</p> <p>このため県は、市町の区域を越えた広域自治体として、これまで以上に国、県内市町等の関係機関と緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していくとともに、市町の子どもの若者育成支援が円滑に行なえるよう、情報収集や情報提供、連絡調整をはじめとした市町への支援を積極的に行います。</p> <p><b>2 市町に期待されている役割</b></p> <p>子ども・若者にとって、生活の基盤は最も身近な「地域」</p>	<p><b>第Ⅴ章 ビジョンの推進・目標</b></p> <p><b>1 県の推進体制</b></p> <p>県では、愛媛県青少年対策本部を中心に、子ども・若者育成支援を実施していくとともに、市町の子どもの若者育成支援が円滑に行なえるよう、情報収集や情報提供、連絡調整をはじめとした市町への支援を積極的に行います。</p> <p>また、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者支援地域協議会」として位置付け各地方局に設置している地方青少年対策班では、地域の関係機関等と協力しながら、地域の特性を踏まえた対策を推進していきます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>2 市町に期待されている役割</b></p> <p>子ども・若者にとって、生活の基盤は最も身近な「地域」</p>

現 行	改 定 案
<p>にあります。市町は地域の実情を踏まえ、住民の意識を的確に捉えた施策を展開していますが、今後は、子ども・若者の育成支援に向けた一層きめ細かく、住民のニーズに直結した取組が求められています。</p> <p>子ども・若者育成支援推進法にも、「地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し施策を策定し、実施する責務を有する」旨規定されており、今後とも、同法の趣旨を踏まえつつ、保育、子育て支援、母子保健、虐待防止、教育など多岐にわたる分野において、関係機関等と連携を図りながら、積極的で着実な施策の推進が期待されています。</p> <p><b>3 家庭に期待されている役割</b></p> <p>家庭においては、しつけや日常の生活習慣など、人間形成にとって基本となる役割を担っており、子ども・若者が健全に育成するための第一義的責任を有することを自覚し、自立の基盤となる家庭づくりが求められています。</p> <hr/> <p><b>4 地域に期待されている役割</b></p> <p>地域においては、子どもの居場所づくり、学校教育の支援_____、ボランティアや体験活動の推進、地域の安全対策の推進など、家庭、学校、民間団体等との連携のもと、地域社会への参加・参画を促す協働の取組が期待されています。</p>	<p>である市町は、地域の実情を踏まえた施策を展開していますが、「子ども・若者育成支援推進法」においては、市町として、子ども・若者育成支援に関し施策を策定し、実施する責務を有することとなっています。</p> <p>今後は、子ども・若者の育成支援に向け、保育や子育て支援、母子保健、虐待防止、教育など多岐にわたる分野において、関係機関等と連携し、一層きめ細やかで、住民のニーズに直結した積極的な施策の展開が期待されています。</p> <hr/> <p><b>3 家庭に期待されている役割</b></p> <p>家庭においては、しつけや日常の生活習慣など、人間形成にとって基本となる役割を担い_____、子ども・若者が健全に育成するための第一義的責任を有することから、自立の基盤との認識をもとにした「家庭づくり」が期待されています。</p> <hr/> <p><b>4 地域に期待されている役割</b></p> <p>地域においては、子どもの居場所づくりや学校教育の支援をはじめ、ボランティアや体験活動_____、地域の安全対策の推進など、家庭、学校、民間団体等と連携のもと、地域社会への参加・参画を促す協働の取組が期待されています。</p>

現 行	改 定 案
<p><b>5 事業者に期待されている役割</b></p> <p>事業者においては、行政が行う施策に協力するとともに、供給される商品やサービスが子ども・若者に有害な影響を及ぼすことがないように努めることが期待されています。</p> <p><b>6 県民総ぐるみ運動の推進</b></p> <p>青少年の健全育成にかかる県民総ぐるみ運動の推進母体として関係民間団体等で組織している愛媛県青少年育成協議会は、各種普及啓発事業をはじめとした様々な取組を進めており、<u>県としては</u>、このような取組を支援していきます。</p> <p><b>7 目標</b></p> <p><u>平成26年に県が大学生を対象に実施した「愛媛県長期計画アクションプログラムの検証に係るアンケート調査」の結果によると、県の施策として、「未来を拓く子供たちの育成」が“重要”あるいは“ある程度重要”と回答した人が93%を占め、重要度が高いことがわかりました。</u></p> <p><u>この調査結果でもうかがえるよう、次の社会の担い手である子ども・若者が夢を持ち、力強く将来に向かって輝いて生きていくことは、愛媛の明るい未来への発展には欠かせないものであります。</u></p> <p><u>すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくためには、行政だけでなく家族や学校はもちろん、地域、事業者、民間団体など、県民一人一人がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、互いに連携協力をしながら、積</u></p>	<p><b>5 事業者に期待されている役割</b></p> <p>事業者においては、行政が行う施策に協力するとともに、供給される商品やサービスが子ども・若者に有害な影響を及ぼすことがないように努めることが期待されています。</p> <p><b>6 県民総ぐるみ運動の推進</b></p> <p>青少年の健全育成にかかる県民総ぐるみ運動の推進母体として関係民間団体等で組織している愛媛県青少年育成協議会は、各種普及啓発事業をはじめとした様々な取組を進めており、<u>県では</u>、このような取組を支援していきます。</p> <p><b>7 目標</b></p> <p><u>次世代の担い手である子ども・若者が夢を持ち、力強く将来に向かって輝いて生きていくことは、愛媛の明るい未来への発展には欠かせないものであり、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくためには、行政だけでなく家族や学校はもちろん、地域、事業者、民間団体など、県民一人一人がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、互いに連携協力をしながら、積極的かつ主体的に子ども・若者と関わりを持ち、社会全体で支援していくことが大変重要です。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

現 行	改 定 案
<p>極的かつ主体的に子ども・若者と関わりを持ち、社会全体で支援していく必要があります。</p> <p>県では、「一人一人が支えあい、子ども・若者が<u>愛顔</u>_____で夢に向かい力強く生きてゆける愛媛づくり」を目標とし、このビジョンの各施策の着実な実施をはじめとして、あらゆる取組を県民総ぐるみで進めてまいります。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>県では、「一人一人が支えあい、子ども・若者が<u>愛(え)顔(がお)</u>で夢に向かい力強く生きてゆける愛媛づくり」を目標とし、このビジョンの各施策の着実な実施をはじめとして、あらゆる取組を県民総ぐるみで進めていきます。</p>

# えひめ子ども・若者育成ビジョン体系図(現行)



# えひめ子ども・若者育成ビジョン体系図(新)

